

## 沼津河川国道事務所、出張所の存続を求める意見書

2008年6月の岩手・宮城内陸地震を初め、8月、9月の愛知県三河地域や岐阜県西濃地域、三重県北西地域における集中豪雨など、毎年のように全国各地で地震による災害、台風や集中豪雨による風水害・土砂災害が発生し、国民の生命や財産が失われている。

このように日本の国土は、自然災害が発生しやすい条件下にあり、さらには、地球温暖化の影響とされる気候変動から、夏の気温上昇、集中豪雨及び渇水、冬の豪雪及び少雪などといった異常気象がより顕著に、さらには局地的に現れてきている。

また、戦後に整備した公共施設は更新時期を迎え、維持管理を怠れば米国ミネソタ州で発生した落橋事故の惨劇が日本でも生じることが懸念される。

このため、今後も安全・安心な生活のための防災対策や環境整備、施設の維持管理が重要である。

しかし、政府は、建設関連の予算規模を毎年縮小するとともに、「重点投資」と称して、地方の防災や生活関連の公共事業費を削減しているため、地方では安全・安心の公共事業に支障を来すとともに、地域経済を下支えする建設産業が目を覆うような状況である。

さらに、地方分権改革推進委員会の第2次勧告の中で、沼津河川国道事務所の上部機関である地方整備局を廃止の上で、国道の整備、管理、一級河川の管理は地方に移管するとの内容が盛り込まれている。

このような中、沼津河川国道事務所では、狩野川の改修、管理、富士海岸の堤防整備、伊豆縦貫自動車事業を行うとともに、沼津市民の安全、安心、豊かなくらしの実現のため事業を行っている。沼津河川国道事務所、出張所の果たす役割は、非常に大きいものがあり、本市にとって沼津河川国道事務所、出張所の存続は必要不可欠である。

よって、政府において下記事項を実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 地域住民の生命と財産を守る公共事業推進のため、沼津河川国道事務所、出張所を存続させること。
- 2 公共事業費の予算配分を、防災や生活関連へ重点配分するとともに、沼津河川国道事務所、出張所において、引き続き災害時の迅速・適切な対応が執れる体制を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月26日

沼 津 市 議 会